

入札説明書

総合評価方式(特別簡易型)【地域維持型・地域設定】

本説明書は令和8年10月2日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年10月2日

島根県浜田県土整備事務所長 実原 哲也

記

1 担当部局 島根県浜田県土整備事務所 企画調整スタッフ
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 TEL0855-29-5677・5571

2 入札に付する工事

工事名	(一) 跡市波子停車場線(跡市2工区)総合交付金(改築)工事 第6期
-----	------------------------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

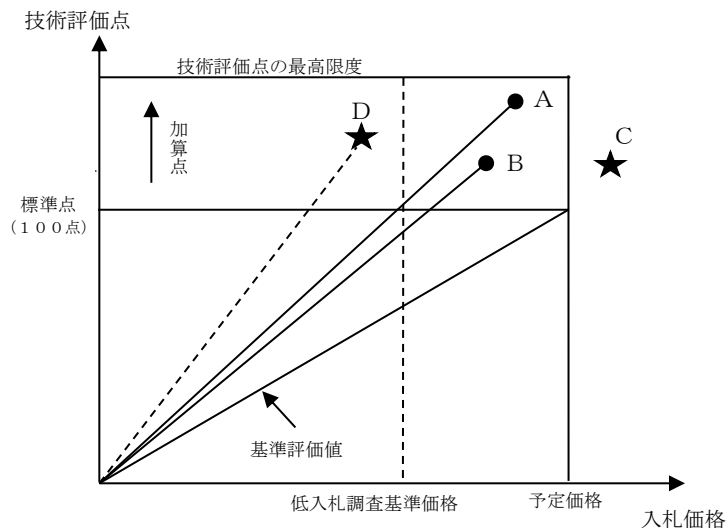
(1) 総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格
評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。
→ A社が落札者となる。
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者としてしない。

4 評価項目及び評価基準

(1) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

■評価基準

- ◆対象となる工事成績が2件以上で工事成績評定点の平均点が7.3点以上のものは3点
- ◆対象となる工事成績が1件で工事成績評定点が7.3点以上のものは2.5点
- ◆上記でない者は0点

(2) 配置予定技術者の評価

（注1）複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

（注2）配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

①配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する1級もしくは2級土木施工管理技士、または1級もしくは2級建設機械施工技士の資格を評価する。

■評価基準

- ◆いずれかの資格がある者は1点
- ◆上記でない者は0点

(3) 地域貢献・その他

①防災協定の締結実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との防災協定※を連続で締結した実績を評価する。（協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。）

※「風水害・（雪害・）地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定」

■評価基準

- ◆締結実績がある者は1点
- ◆締結実績がない者は0点

②ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績【地域設定】

令和6年度及び令和7年度において、江津市（桜江町を除く）内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■評価基準

- ◆どちらかの年度に参加実績がある者は1点
- ◆参加実績がない者は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動のいずれも参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。従業員数は当該活動時点のものとする。

③県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績【地域設定】

令和6年度及び令和7年度における、県管理公共土木施設に関する維持管理業務（発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。）または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の江津市（桜江町を除く）内での契約実績（県が認めた下請け業務も含む。）とし、それぞれの年度で1回の契約期間が6ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年6ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■評価基準

- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆契約実績がない者は0点

④県管理道路・空港または市町村管理道路を含む除雪業務を含む契約実績【地域設定】

令和6年度及び令和7年度において、県管理道路・空港、または市町村管理道路の江津市（桜江町を除く）内での除雪業務（凍結防止剤散布業務を含む）の契約実績を評価する。ただし、島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。

■評価基準

- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆契約実績がない者は0点

⑤若手技術者・若手従業員の新規雇用

令和6年4月1日以降に、若手技術者又は若手従業員を1人以上新規雇用していること。ただし、若手技術者及び若手従業員は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【若手技術者】

新規雇用された日において、下記 1) 又は 2) に該当する 30 歳未満の従業員

1) 次のいずれかを満たす者

- 建設業法第 7 条第 1 項第 2 号イで定める学校の建設業法施行規則第 1 条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者等。なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。
- 旧建設業法施行令（令和 3 年 4 月 1 日 施行、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）、以下「旧令」という。）第 36 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに旧令第 37 条第 2 項第 1 号イ (1) 及び (2) 並びに第 2 号イ (1) で定める学校の施工技術検定規則第 2 条に定める学科を修めた者等

2) 当該工事種別に該当する建設業法第 7 条第 1 項第 2 号ハに示す資格を有する者

○若手技術者の学歴等

大学 専修学校専門課程 (高度専門士)	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程 (専門士)	高等学校 中等教育学校 専修学校専門課程	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発校
指定学科又は指定学科に準ずると認められている学科			

具体的な学校・学科は、国土交通大臣の指定試験機関※として技術検定試験を行う下表の団体が示す「指定学科・学校等一覧表」を参照。

※国土交通大臣の指定試験機関

指定試験機関(問合せ・申込先)	検定種目
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	土木施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	建築施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	電気工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	管工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	造園施工管理 (1級・2級)
(一社)日本建設機械施工協会 HP https://jcmanet.or.jp/	建設機械施工 (1級・2級*)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	電気通信工事施工管理 (1級・2級)

【若手従業員】

新規雇用された日において、30 歳未満の従業員（若手技術者を除く）

■評価基準

- ◆若手技術者を 1 人以上新規雇用している場合は 1 点
- ◆若手従業員を 1 人以上新規雇用している場合は 0.5 点
- ◆上記でない場合は 0 点

- ※ 新規雇用された日及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を提出すること。
- ※ 工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料を提出すること。

(4) 地理的条件

① 会社の所在地

入札公告日前日時点で、江津市（桜江町を除く）に建設業法に規定する主たる営業所（本店）または従たる営業所（支店、営業所）がある者を評価する。

■ 評価基準

- ◆ 江津市（桜江町を除く）に建設業法に規定する主たる営業所（本店）または従たる営業所（支店、営業所）がある者は1点
- ◆ 上記以外の者は0点

(5) 減点

① 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が73点未満であれば、減点を行う。（工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。）

■ 減点基準

- ◆ 70点の者は－3点
- ◆ 73点の者は0点
- ◆ 中間の者は按分で点数を算出

【減点 ＝ 3点 × (73－低入札工事の点数) ÷ (73－70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事（令和7年度から公告日前日）の低入札工事の工事評定点が71点と72点であれば、71点を採用して、

$$A社の減点 = 3点 \times (73^{点} - 71^{点}) \div (73^{点} - 70^{点}) = 2.0点$$

（小数第2位四捨五入）

② 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■ 減点基準

- ◆ 県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点
- ◆ 県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

5 ペナルティ

(1) 若手技術者・若手従業員の新規雇用

受注者が申請した若手技術者・若手従業員の新規雇用について、受注者の責めに帰すべき事由により正

当な理由なく工事期間中雇用を継続しなかった場合、ペナルティとして「若手技術者・若手従業員の新規雇用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

6 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項（具体事例）」を定め、下記に掲載しているので参考にする

こと。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/